



発行所  
三池炭鉱労働組合  
大牟田市入船町1番地  
電話(53)3033~4  
兼人 田口芳博  
編集人 田口芳博  
半年間1,800円送料共  
振替口座番号  
労働金庫大牟田支店  
825-0000569

# 政策闘争へ全力

## 炭労第123回定期大会終わる

炭労の第百二十三回定期大会は七月十日から二日間東京で開かれ、二年間の運動方針、今後の石炭政策闘争、上期期末手当闘争、秋季・年末闘争などの方針を決め、役員改選をおこなった。三池支部からの代議員は田口書記長でした。(大会宣言は下段別項に)

第八次石炭政策が実施されてから四年目に入り、石炭産業と炭鉱労働者との格差がますます開く労働諸条件の改善と命を守るための大闘争が一段と急務となつてきた。この大闘争を遂行するために、二年間の運動方針では、今日までの政策闘争を見直し、九次策確立のためのたかいた運動を断行すること。国内唯一の資源である石炭の位置付け、活用など世論を喚起するための大宣伝、さらに要請行動とともに不撤退の決意で、大衆行動の組織などの運動強化についての意見が出された。

### 新役員(敬称略)

中央執行委員長 藤原福夫(再・太平洋・専従)、事務局長 高橋由紀雄(再・赤平・専従)、事務局長兼北海道事務局 森脇貞芳(新・赤平・専従)、監査 町端幸雄(新・空知・非専従)、小林房行(新・太平洋・非専従)

### 賃金支払日変更を強行

#### 十月支払いから毎月二十日に

七月二日、会社は現行十五日の業務の多忙化、②賃金締切業務の負担軽減、③公出の常態化解消、④一ヶ月分・九月賃金支払日(変更)した。一般職・一級職以上の賃金支払日の一本化による作業の簡素化、などその主旨を要約すると、①人員削減に伴う人事、保険、賃金各係、必然的に表れたもので、組合と交渉では、賃金支払いが二十日間に遅れることなどから組合側の主張を認めつつも、撤回はしないという態度に固執し、実施時期を十月(九月分賃金)に延ばして実施されることになりました。

# 現存炭鉱の維持・存続、雇用確保・地域振興を

6月30日	三池炭鉱安全会議
7月5日	第九回委員会
6日	鉦門ヒラ配布
9日	九次策作業委員会
9日	石炭労働中央行動
10~11日	炭労定期大会
12日	保安担当者会議
13~14日	ニュースカー情報
14日	会社交渉(賃金支払日)
17日	炭労中央闘争委員会
17日	上期期末交渉開始
20日	鉦門ヒラ配布

## 賃金展開 会社案強行

本年の春闘、一方当たり二百九十円で妥結しましたが、この展開交渉が六月二十五日におこなわれました。組合側は、職種バランスの是正と低職種の底上げなどを要求しましたが、会社側は賃金制度の見直しとの関連から、主給、年齢給、勤続給、職種給・出賃給、能力給への配分で強行するという主張で、半額の百四十五円になりました。

## 55万円要求し期末闘争へ

炭労第百二十三回大会で上期期末手当前同額五十五万円の要求額とたたかいた方が決定され、十七日に拡大中央闘争委員会を招集、ただちに交渉に入り早期解決をめざしてたたかわれます。

### 規約改正無記名投票について

九月に定期総会が予定されていますが、それに先立って規約の一部改正案が七月五日の委員会で提案されました。改正の主な点は、各機関構成の任期を一年にすることなど、次の日程で無記名投票が実施されますので必ず投票を。

### 港務所期末妥結

三池港務所の上期期末手当は、六十五万円を要求して六月十八日から二十日にかけて交渉がすすみ、最終的に平均支給額五十万八千円に妥結しました。

## 三池炭組事務所で 事務所びらき



前号で紹介しましたように、一鉱に併せて三池炭に三池炭組の事務所が新設されました。内部の設備も整いましたので七月七日、各職場分会の番号別に事務所開きがおこなわれました。職場活動の拠点として大いに利用されるよう希望されます。(写真は一分会(常一)の事務所開き)

三池炭組公認王名市議候補  
田島八起 出陣式案内  
とき 7月22日(日)午前10時  
ところ 上立願寺児童公園  
※会場のお問合せは田島事務所  
所 ☎0966-33000

## 炭労第123回定期大会 大会宣言

閉山と大規模な縮小合理化を、われわれに強いてきた第八次石炭政策も四年目に入り、いよいよ最終盤を迎えようとしている。八次策は国内炭産給一千万トン体制に向け、地域・雇用を考慮した「ナガラ」な縮小を目標としたが、その実現はわれわれが答申前より危惧していたとおりナガラ閉山、縮小となつていくにもかかわらず、政府はわれわれが幾度となく訴えた政策の補強・補充には耳を傾けることもなく、八次策の完遂を題目のごとく繰り返して、政策を強行した結果、炭鉱職者と地域住民の生活を脅かすこととなった。

また、八次策は労働条件にも大きな影響を及ぼし、賃金、期末手当、退職手当、退職手当のどれをとっても他産業と大きな差が生じ、「地下産業にさわしい労働条件」からは遠く離れた現状となっており、組合員の生活は一段と苦しくなっている。

しかしわれわれは、炭鉱労働者とその家族、そして地域住民の生命と生活を守るため、現存炭鉱の維持・存続、雇用対策、地域振興対策の確立を求めて、いかに苦しいたたかひとなることも、後退することには許されないのである。自らの生命を自らの手で守るため、今後、すべての炭鉱労働者が一丸となってたたかひを進めようことをここに宣言する。

一九九〇年七月十一日

日本炭鉱労働組合  
第百二十三回定期大会